

## 第1節 総則

### 第1 防災協働社会の形成推進

地震災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

また、町、住民、事業者、自主防災組織、ボランティア等は、その責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努める。

具体的な対策については、第2編第1章第1節「総則」に準ずる。

### 第2 災害に強いまちづくり

町及び県は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

町及び県は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。

### 第3 震災に関する調査研究

地震災害では、様々な災害が同時に広域的に多発するところが特徴であるが、特に近年の市街地部への人口集中に伴い、建物の高層化、軟弱地盤地帯における大規模開発、ライフライン施設等の高度集積化等により、災害要因は一層多様化し、その危険性は著しく増大しているのが現状である。

県では、具体的な地震防災対策を策定するために重要な地震被害想定に関する調査研究や、地震予知に必要な資料を得るための調査研究等を実施している。町は、県等の調査研究等の結果を積極的に取り入れ、地震防災対策の充実強化を図る。

## 第2節 防災思想・防災知識の普及

地震災害を最小限に食い止めるには、町、防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが、日ごろから「自らの生命は自らが守る」「みんなの地域はみんなで守る」という基本理念と正しい防災知識を身に付け、建物の耐震化、食料、飲料水の備蓄など減災の取組みに努め、平素から災害に対する備えを心がけることが必要である。このため、生活単位や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を通じて防災意識の高揚を図る。

具体的な対策については、第2編第1章第2節「防災思想・防災知識の普及」に準ずるほか、次のとおりである。

### 1 各種防災意識啓発事業の実施について

切迫するとされる東海地震、東南海地震や活断層等による大規模地震の発生が危惧されているに当たり、毎年1月に「防災とボランティア週間」を設けて防災まちづくり講演会の開催や9月1日を防災の日と定めている。また年2回（夏、冬）に職員による非常招集訓練を実施し防災時に対応できる体制をとっている。

### 2 「岐阜県地震防災の日」における活動

県では、岐阜県地震防災対策推進条例に基づき、濃尾大震災（明治24年10月28日発生）が発生した10月28日を「岐阜県地震防災の日」と定めており、地震及び地震災害に関する意識を高め、地震防災活動の一層の充実を図る。

- (1) 町は、地震防災対策の取組の状況を点検するとともに、防災意識の向上を図るための啓発活動の実施に努める。
- (2) 住民、事業者は、地震災害に備えて実施する安全確保対策の状況を点検し、その一層の充実を図るよう努めるものとする。

### 3 「岐阜県防災点検の日」における活動

県では、濃尾大震災にちなみ、毎月28日を「岐阜県防災点検の日」と定めており、個人、家庭、学校、職場それぞれで防災点検を実施する。

- (1) 町は、「岐阜県防災点検の日」に当たり、町の防災体制、個々の職員の防災活動体制等について点検するとともに、地域住民等の点検を啓発する。
- (2) 住民、事業者、団体、機関等は、それぞれ毎月1回、「県防災点検の日」に防災に関する点検を行い、突然の被害に備えるものとする。

### 4 震災時の行動マニュアルの作成・配布

地域住民の地震発生直後から時間を追った、具体的な行動マニュアルを作成し、住民に配布する。

### 第3節 防災訓練

地震災害時において、本計画等に定める災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、平常時から地域の災害リスクに基づいた防災訓練を継続的に実施し、逐年その内容を高度なものとするとともに、防災環境の変化に対応した、より実効性のあるものとするように努める。

具体的な対策については、第2編第1章第3節「防災訓練」に準ずる。

### 第4節 自主防災組織の育成・強化

大規模地震災害が発生した場合、防災関係機関の活動の遅延、阻害が予想されることから、「みんなの地域はみんなを守る」という地域の人々のコミュニティ連携意識に基づく自主的な防災活動が不可欠である。このため、自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置促進と育成・強化を推進する。

具体的な対策については、第2編第1章第4節「自主防災組織の育成・強化」に準ずる。

## 第5節 ボランティア活動の環境整備

大規模地震災害時におけるボランティア活動の必要性や重要性から、ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る必要がある。

このため、ボランティアの登録・養成を行い、数の確保と質の向上を図るとともに、活動の調整機能を整備し、迅速かつ円滑な活動を担保する。

具体的な対策については、第2編第1章第5節「ボランティア活動の環境整備」に準ずる。

## 第6節 広域応援体制の整備

大規模地震災害時において、町の活動のみでは対応が不十分となることが考えられることから、速やかに災害対策活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る。

具体的な対策については、第2編第1章第6節「広域応援体制の整備」に準ずる。

## 第7節 緊急輸送網の整備

大規模地震災害時には、道路、橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多い。災害応急対策を迅速に実施し、ネットワークとしての機能の回復を迅速に行うことが極めて重要である。そのためには、関係各所と円滑な連携を図るとともに、緊急輸送網の確保に向けた耐震化対策を進める。

### 1 緊急輸送道路の指定

県では、県内の道路を地震災害発生後の緊急輸送の確保の観点から広域的な役割を果たすもの、地区内の災害応急対策の輸送を果たすもの等、その役割から、次の区分により緊急輸送道路に指定しネットワークを構築している。

第1次緊急輸送道路	県庁所在地及び地方生活圏の中心都市等の重要都市を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路
第2次緊急輸送道路	第1次緊急輸送道路と防災拠点とを相互に連絡し、地域内の緊急輸送を担う道路
第3次緊急輸送道路	第1次・第2次緊急輸送道路と防災拠点を相互に連絡し、地区内の緊急輸送を担う道路

### 2 道路被害状況の把握体制の整備等

町は、地震災害発生後、道路の被害状況を迅速に把握できるよう、その調査体制を整備するとともに、それに基づく応急復旧体制及び復旧資機材の速やかな調達体制づくりに努める。

### 3 緊急離着陸場の選定

町は、道路の損傷により陸上輸送が不可能となった場合のヘリコプターによる空輸、又はヘリコプターによる救急・救助・空中消火の基地として、ヘリコプターの離着陸の可能な空地を選定・確保し、緊急離着陸場の整備拡充に努める。(資料6-1)

### 4 ヘリポート等の整備

町は、ヘリコプターが災害時のみならず訓練、広報等においても常時使用できるヘリポート、飛行場外離着陸場（ヘリストップ）の整備促進に努めるほか、緊急離着陸場においてもヘリコプターが安全に離着陸できるように、周囲に障害物となるものが生じないよう維持管理に努める。

### 5 地域内輸送拠点施設の設置

町は、地震による災害が発生した場合において、被災地への物資の輸送を迅速かつ効率的に実施するため、県との調整により、食料及び生活必需品等の応急輸送物資の地域内輸送拠点候補施設をあらかじめ指定しておく。

### 6 沿道建築物等の耐震化

緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化について、緊急輸送の障害の可能性が高い建築物等に対して重点的に実施する。

## 7 緊急輸送道路への電柱の新設禁止

地震等の災害が発生した場合において、緊急輸送道路の機能を確保するため、緊急輸送道路への新規の電柱占用を原則認めないものとする。

# 第8節 防災通信設備等の整備

大規模地震災害時には、通信機器の損傷・輻湊等により、通信の断絶・混乱は必至である。情報の収集・伝達の遅れは災害応急対策活動の遅れにつながるものであり、また被災者のニーズにあった対策を講ずる上からも、情報体制の確立が必要であることから、迅速性を重視した情報の収集・伝達体制の確立を図るとともに、バックアップ機能（情報通信体制の多重化）を整備する。

具体的な対策については、第2編第1章第7節「防災通信設備等の整備」に準ずる。

# 第9節 火災予防対策

大規模地震災害が発生した場合、多くの場合、火災は同時多発し、時間、季節、風向等によっては大火災となる可能性がある。消防水利の損壊、応援団体相互の通信混乱等予期せぬ事態も踏まえ、効果的・機能的な消火活動ができる体制を整備する。

具体的な対策については、第2編第1章第8節「火災予防対策・林野火災予防対策」に準ずる。

## 第10節 避難対策

地震災害によるがけ崩れの危険地域や火災の延焼などの二次災害のおそれのある区域の住民等は、速やかに危険な場所から避難することが何よりも大切であり、安全・迅速な避難のための方策を講ずる必要がある。また、建物の倒壊、火災等により住居が奪われるなど、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測されることから、安全性が確保された避難所を確保しておくことが必要である。このため、避難路の安全を確保し、避難誘導體制を整備するとともに、避難所における良好な生活環境の確保に努める。

具体的な対策については、第2編第1章第12節「避難対策」に準ずる。

## 第11節 必需物資の確保対策

公共備蓄、流通在庫の確保等が図られている場合でも、大規模地震災害時には、調達先の被災、搬送の遅れ等で被災直後の需要がまかなえないことが予想されることから、個人、地域での備蓄や広域応援が必要である。また、被災者の種別、時間の経過によりニーズは異なり、それぞれに適合する物資の確保が必要である。このため、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、他市町村との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、また最小限の公共備蓄を行う等により、円滑な食料・物品等の確保を図る。

具体的な対策については、第2編第1章第13節「必需物資の確保対策」に準ずる。

## 第12節 要配慮者・避難行動要支援者対策

近年の地震災害においては、乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者が災害時に犠牲となるケースが多くなっており、今後、高齢化によって要配慮者はますます増加することが予想される。町及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者等は、関係団体、地域住民等の協力を得て、要配慮者の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう、個別かつ専門的な支援体制を調整する。

具体的な対策については、第2編第1章第14節「要配慮者・避難行動要支援者対策」に準ずる。

## 第13節 応急住宅対策

大規模地震により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、住むことが不可能な場合、被災者を収容するための住宅を仮設する必要があることから、的確・迅速な応急住宅対策を行うための体制を整備する。

具体的な対策については、第2編第1章第15節「応急住宅対策」に準ずる。

## 第14節 医療救護体制の整備

大規模地震災害時には、より多数の負傷者の発生が予想され、また医療機関の機能停止・混乱も予測されるため、人命の確保及び被害の軽減を図るために必要な医療（助産）体制の整備拡充を図る。

具体的な対策については、第2編第1章第16節「医療救護体制の整備」に準ずる。

## 第15節 防疫対策

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とその蔓延の危険性が増大することから、防疫活動の徹底が必要であり、的確・迅速な防疫活動を行うための体制を整備する。

具体的な対策については、第2編第1章第17節「防疫対策」に準ずる。

## 第16節 まちの不燃化・耐震化

阪神・淡路大震災では、木造家屋のみならず比較的安全とされていた堅牢建築物までもが倒壊している。また、地震に伴い二次災害としての延焼火災も各地で発生し、建築物の耐震化・不燃化の推進、都市公園の整備等による防災空間の確保、市街地の開発等による密集市街地の整備等を推進する必要がある、想定を超える災害が発生した場合、生命の安全の確保を第一としつつ、被害を一定のレベルに食い止められるような「地震に強いまちづくり」を目指す。

### 1 建築物の防災対策

町は、養老町耐震改修促進計画に基づき、計画的な耐震化を促進する。

#### (1) 防災上重要な建築物の耐震性確保

大規模な地震による災害時に、応急対策活動の拠点となる町有施設を防災上重要施設として指定し、耐震診断及び耐震補強工事を推進する。

#### (2) 木造住宅等の耐震性確保

町及び県の耐震診断及び耐震補強工事の補助制度を活用できるよう、広報等において周知・啓発を行い、一般建築物の耐震化を促進する。

#### (3) 耐震化についての啓発強化

町は、木造住宅の危険度を評価できるウェブサイトを活用するなど、耐震化の必要性と、具体的な耐震方法の啓発に努める。

#### (4) 被災した建築物・宅地の危険度判定体制の整備

町は、県と連携して、地震により被災した建築物（一般住宅を含む）及び宅地が地震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定を実施する技術者を確保するため、「全国

被災建築物応急危険度判定協議会」及び「被災宅地危険度判定連絡協議会」が定める判定要綱及び判定業務マニュアル（震前対策編）に基づき、平常時から事前に準備しておくよう努める。

ア 危険度判定活動の普及啓発

県と協力して判定士の養成に努め、危険度判定活動の普及啓発を行う。

イ 震前判定計画、震前支援計画の作成

被災時に円滑な判定活動が行えるよう、予め震前判定計画を作成する。

(5) ブロック塀（石塀を含む。）の倒壊防止対策

ア 住民に対し、ブロック塀の作り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。

イ ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

ウ ブロック塀を設置している住民に対して、日ごろから点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化等を奨励する。また、特に倒壊の危険のあるブロック塀の除却を進めていく。

(6) 建築物不燃化の促進

建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、準耐火建築物その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進する。

ア 建築物用途の混在の防止、容積率や建ぺい率の規制等用途地域制による規制によって、都市の過密化を防止し、防災性の向上強化を図る。

イ 建築物が密集した火災危険度の高い防火地域、準防火地域については、さらに耐火建築物の促進の強化を図る。

## 2 道路・河川施設等の防災対策

(1) 道路・橋梁等の整備

地震発生後の緊急輸送の確保等の観点から、道路・橋梁等の整備を推進する。

ア 道路の整備

道路防災総点検に基づき、緊急的に対策が必要とされる箇所について、順次対策を実施する。また、電気、電話、ガス、水道等のライフラインの安全性・信頼性を高めるために電線共同溝等の整備を図る。

さらに、市街地においては、消防活動が困難である区域の解消あるいは道路空間が有する延焼遮断機能についても考慮し、新設改良計画を立てる。

イ 橋梁の整備

道路防災総点検に基づく「道路橋示方書」「概設道路橋の耐震補強に関する参考資料」により緊急性の高い橋梁について順次耐震補強を実施する。

(2) 河川等の整備

安全と利用の両面から河川管理施設の整備を推進する。

ア 河川管理施設の安全性の確保

地震災害時における樋門、排水機等の施設の被害を防止するため、それぞれの施設について耐震診断と破壊影響等の調査を実施し、補強対策工事の必要な箇所を指定し、整備を図る。

イ 河川空間の整備

河川の防災・避難空間としての機能を踏まえ、地震災害時の防災・避難場所としての一時的活用を図る。

ウ 消防水利の強化

河川水利用の消火活動に資するため、必要に応じて河川堤防や川岸から水辺へのアプローチの改善を図る。(坂路や階段の設置、緩傾斜護岸の採用等)

また、水道管等の被災による消防水利の不足に備えるため、用水路等の活用を図る。

エ 河川管理施設等の整備拡充

万一の災害及び決壊の事態が生じた場合、人家や公共施設に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、緊急時に備えて、管理施設(観測施設)等の整備拡充を図る。

### 3 都市の防災対策

(1) 都市防災の推進

過密化した都市の地震災害を防止、軽減する観点から土地利用の規制・誘導、避難場所、避難路等の整備及び建築物の不燃化等による市街地の整備の政策を総合的に展開し、都市の防災構造化を図る。

(2) 防災空間の確保

ア 緑の基本計画の策定

都市緑地保全法に基づき「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)」を策定し、防災空間の確保に努める。

イ 緑地保全地区の指定

都市緑地保全法に基づく緑地保全地区等の地域指定の拡大を推進し、防災空間の確保に努める。

ウ 都市公園の整備

都市公園の計画的な整備拡大を図り、延焼防止あるいは避難場所としての防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。

(3) 市街地の開発等

ア 市街地再開発の推進

低層の木造建築物が密集し、生活環境の悪化した市街地について、次の事業等を推進し、防災性の高い安全で快適な都市環境の創造に努める。

(7) 市街地再開発事業

(イ) 優良再開発建築物整備促進事業等

(ウ) 市街地再開発資金融資制度

イ 住環境整備事業の推進

市街地において、不良住宅が集団的に存する地区等を居住環境、都市基盤及び都市防火等の観点から整備し、防災性の高い安全で快適なまちづくりを図る。

#### ウ 土地区画整理事業の推進

都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地利用増進を目的とした土地区画整理事業を実施することにより、防災的効果を有した安全で快適なまちづくりを促進する。

#### (4) 空き家等の状況の確認

町は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認に努める。

## 第17節 災害危険区域の防災事業の推進

町は、関係機関の協力を得て、災害危険区域を把握し、地域住民に周知徹底するとともに、緊急度の高い区域から防災事業の推進を図る。

### 1 土砂災害予防対策

第2編第1章第18節「土砂災害予防対策」に準ずる。

### 2 液状化対策

#### (1) 液状化危険度に関する意識啓発

町は、県と連携し、現在ある液状化危険度マップを住民に周知するとともに、液状化現象により生じる被害（ライフライン被害、住家被害、堤防被害等）について周知し、被害軽減のための予防対策を行うよう啓発を行う。

#### (2) 基幹交通網における耐震化の推進

町は、県と連携し、液状化危険度マップを活用した、重要度を考慮した道路等ライフライン復旧の優先順位の整理を行う。

#### (3) 堤防の液状化対策

強い揺れが長く続く地震動が発生した場合には地盤の液状化による堤防の沈下が懸念されることから、町は、他の河川管理者と連携し、水害による二次被害を防ぐため、堤防の耐震点検及び液状化に備えた対策等を適切に行う。

#### (4) ライフライン施設等の液状化対策

町は、ライフライン施設に関して、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、マンホールの浮き上がり防止など液状化が発生した場合でも施設等の被害を防止する対策を実施する。

#### (5) 大規模盛土造成地の液状化対策

町は、県と連携し、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び

液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

## 第18節 ライフライン施設対策

電気、上下水道等のライフラインはまさに生命線であり、その寸断は住民生活の基本的な部分での麻痺を生じ、二次災害の発生、応急対策の遅延にもつながるなど、その影響は極めて広範に及ぶものであり、その対策は万全でなければならない。このため、施設の耐震性の確保に努めるとともに、応急供給体制の確保（バックアップ体制等）及び応急復旧体制（広域応援体制等）の確保を図る。

具体的な対策については、第2編第1章第21節「ライフライン施設対策」に準ずる。

## 第19節 文教対策

学校等文教施設を地震災害から防護し、教育の確保と児童生徒等及び職員の生命・身体の安全を図るため、文教施設の保全管理、防災知識の普及、訓練の実施等、適切な予防措置を講ずる。

また、大規模地震災害時には、建造物等の倒壊、破損、焼失等により、古くから伝承されてきた貴重な文化遺産が滅失の危機にさらされることが予想されることから、防災思想の普及を図るとともに、保存・管理の徹底を図る。

具体的な対策については、第2編第1章第22節「文教対策」に準ずる。

## 第20節 行政機関の業務継続体制の整備

大規模災害が発生した場合、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤等が失われるおそれがあり、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。

こうしたことから、大規模災害時の被害を最小限にとどめ、行政にとって災害時に必要な業務の継続、又は早期に立ち上げるための業務継続計画の策定に取り組むなど、予防対策を実施する。

具体的な対策については、第2編第1章第23節「行政機関の業務継続体制の整備」に準ずる。

## 第21節 企業防災の促進

企業の事業継続及び早期再建は、住民の生活再建や地域の復興にも大きな影響を与えるため、大規模地震災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期復旧を可能とする予防対策を推進する必要がある。このため、企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）の策定・運用に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

町は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、BCPの策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

具体的な対策については、第2編第1章第24節「企業防災の促進」に準ずる。

## 第22節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等の整備を重点的に行う。

### 1 地震防災緊急事業の推進

県は、地震防災対策特別措置法による地震防災緊急事業五箇年計画を作成するものとする。

町は、この計画に基づき、特に緊急を要する施設等の整備を重点的に行う。

### 2 地震防災緊急事業五箇年計画の概要

- (1) 都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する五箇年間の計画
- (2) 対象地区は、既往地震や想定地震等を勘案し、全県
- (3) 作成主体は、都道府県知事
- (4) 計画の内容は、地震防災対策特別措置法第3条第1項に掲げる施設等の整備等に関する事項

## 第1節 活動体制

地震は、風水害などの災害と異なり、突発的なものであるため、その発生後、極めて短時間に起動する体制づくりを常に整備しておく必要がある。しかし、職員が被災すること、また交通が途絶すること等により、職員も迅速に参集できない場合があり、さらに、防災中枢機能そのものが被災する場合がある。その厳しい条件のなかで、初動時に必要な要員を確保し、中枢機能を迅速に立ち上げる必要がある。

町災害対策本部の運用及び職員の動員は、第2編第2章第1節「活動体制」に、町職員以外の奉仕団、技術者の雇上げ等による動員については、第2節「災害対策要員の確保」に準ずる。ただし、地震災害時（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）対応時含む。）における、災害警戒本部、災害対策本部の設置基準及び職員の配備体制については、以下による。

### 1 町災害警戒本部の設置

町内において震度5弱の地震が発生したとき及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときは、町長は災害警戒本部を設置する。また事態の推移に伴い災害対策本部に移行及び地震発生に伴う応急措置がおおむね完了し危険が去ったと認められたときは、災害警戒本部を解散する。

### 2 町災害対策本部の設置基準

町長は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を円滑に行うため、次の基準により災害対策本部を設置する。

- (1) 町域で震度5弱の地震が発生し、町長が必要と認めたとき。
- (2) 町域で震度5強以上の地震が発生したとき。
- (3) 町域で相当規模の災害が発生したとき、又は発生するおそれのあるとき。
- (4) 南海トラフ地震臨時情報が発表され、本部長（町長）が必要と認めたとき。

### 3 配備体制（東海地震含む）

地震災害発生時における配備基準及び配備人員は、次のとおりとする。

体制	基準	配備対応課・人員	摘要
準備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>岐阜地方気象台が町内における震度3の地震の発生を発表したとき。</li> <li>岐阜県震度情報ネットワークシステム（以下「システム」という。）で震度3の地震の発生を検知したとき。</li> </ul>	消防署 勤務者対応	
救助第二体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」の発表があったとき。</li> <li>岐阜地方気象台が町内における震度4の地震の発生を発表したとき。</li> <li>システムで震度4の地震の発生を検知したとき。</li> </ul>	総務課 防災係担当他 2名 （職員を参集できる体制をとる） 建設課 4～5名 水道課 4名 消防署 勤務者対応 （職員を参集できる体制をとる）	情報収集及び連絡活動を主とするが状況により救助第二体制の職員を動員できる体制をとる。
救助第三体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき。</li> <li>岐阜地方気象台が町内における震度5弱の地震の発生を発表したとき。</li> <li>システムで震度5弱の地震の発生を検知したとき。</li> </ul>	①災害警戒本部を設置した場合。 「課長級以上の職員及び総務課職員」 ②災害対策本部を設置した場合。 「係長級以上の職員及び総務課職員」 ③本部長が必要と認める場合。 「全職員」	①事態の推移に伴い速やかに災害対策本部が設置できる体制をとる。 ②町長が必要と認めるとき災害対策本部を設置する。
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。</li> <li>岐阜地方気象台が町内における震度5強以上の地震の発生を発表したとき。</li> <li>システムで震度5強以上の地震の発生を検知したとき。</li> </ul>	全職員	災害対策本部全員をもって当たるもので、状況により直ちに救助応急対策活動が開始できる体制とする。

## 第2節 ボランティア活動

災害時には、平常時と比べると各種援護を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が大きい。また被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われると現場が混乱する。このため、ボランティア活動が円滑に行われるように、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供、感染症対策の徹底等環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるように努める。

具体的な対策については、第2編第2章第3節「ボランティア活動」に準ずる。

## 第3節 自衛隊災害派遣要請

大規模地震災害が発生し、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が町のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請し、もって効率的かつ迅速な応急活動を実施する。

具体的な対策については、第2編第2章第4節「自衛隊災害派遣要請」に準ずる。

## 第4節 災害応援要請

大規模地震発生時においては、その被害が大きくなり、町のみでは、応急対策活動に支障を来すことが予想される。このため、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。応援の派遣及び受け入れにあたっては、感染症対策に留意する。

### 1 相互応援協定に基づく応援要請

県内の市町村とは、次の相互応援協定に基づき、当該市町村等に応援を求める。

- (1) 岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書（資料2-1参照）
- (2) 岐阜県広域消防相互応援協定書（資料2-3参照）

### 2 その他の活動に関する応援要請

- (1) 県等に対する応援要請

町地域において災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し応援を求める。（災害対策基本法第68条）

- (2) 他市町村に対する応援要請

応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に応援を求め、災害対策の万全を期する。（災害対策基本法第67条）

- (3) ヘリコプターの応援要請

町長（消防長）は、知事に「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他都道府県の消防ヘリコプター又は防災ヘリコプターの応援要請を行う。

- (4) 緊急消防援助隊の応援要請

町は消防組織法第44条第1項の規定に基づき、救助活動、消火活動を実施する部隊の応援を知事を通して消防庁長官に対して要請し、活動拠点候補地（資料2-14参照）より活動拠点を指定し、応援部隊の受け入れを行う。

- (5) 応援の受け入れ体制の整備

町は、応援を求めた場合、必要に応じてその受け入れ体制を整備する。

- (6) 応急対策職員派遣制度の活用

町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努める。

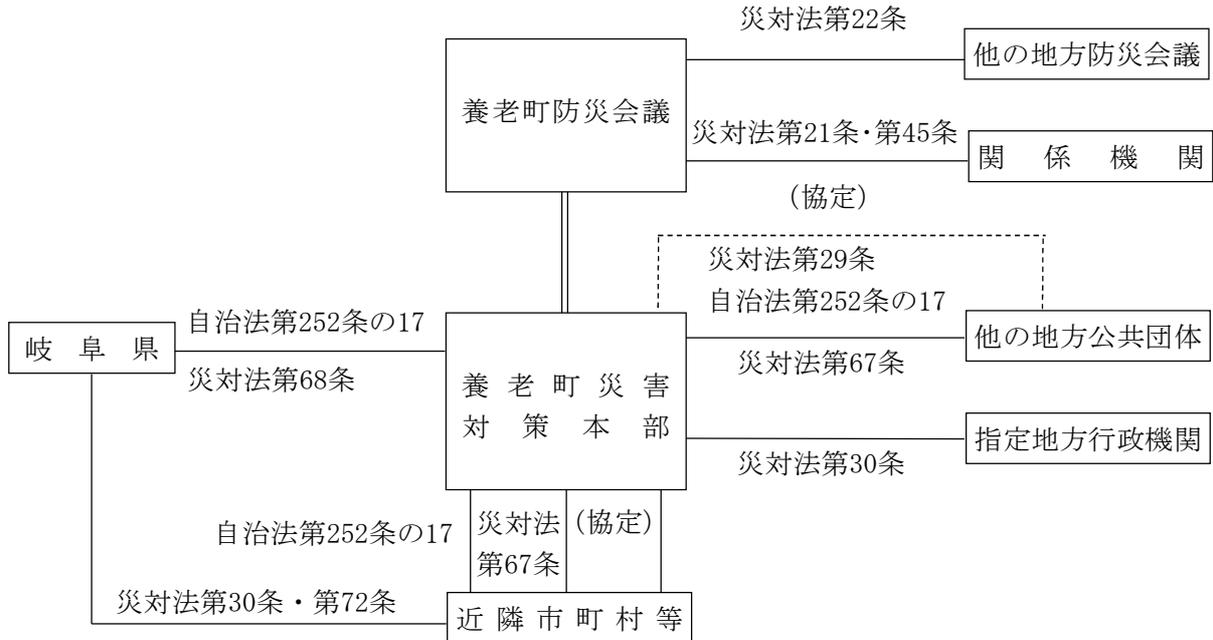
- (7) 応援職員の派遣及び受入に際しての感染症対策

町は、応援職員を他団体へ派遣する場合又は他団体から受け入れる場合には、応援職員に対し、派遣期間中の感染症対策及び派遣期間前後における体調確認の実施を徹底させるとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

### 3 応援要請を受けた場合

東海地震等地震により、県及び他市町村から応援要請を受けた場合は、町は応援内容を確認するとともに、本町の被害状況を調査後、応援が可能と町長が判断した場合は、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書（資料2-1参照）に基づき、応援を実施する。

地震災害時における広域応援の体系



- ・ 地方自治法第252条の17（職員の派遣）
- ・ 災害対策基本法第21条（関係行政機関等に対する協力要求）
- ・ 災害対策基本法第22条（地方防災会議等相互の関係）
- ・ 災害対策基本法第29条（職員の派遣の要請）
- ・ 災害対策基本法第30条（職員の派遣のあっせん）
- ・ 災害対策基本法第45条（地方防災計画の実施の推進のための要請等）
- ・ 災害対策基本法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）
- ・ 災害対策基本法第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）
- ・ 災害対策基本法第72条（都道府県知事の指示）

## 第5節 交通応急対策

地震災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行禁止及び制限並びにこれに関連した応急の対策を行う。

また、被災者及び災害応急対策要員の移送や、災害応急対策用物資、資材の輸送手段を確保する。

具体的な対策については、第2編第2章第5節「交通応急対策」に準ずる。

## 第6節 通信の確保

阪神・淡路大震災のときもそうであったが、大規模な災害が発生すると、親戚、友人の安否確認のため電話をかける人が多く、電話がかかりにくくなる。こうした事態に対処するため、無線用機材の整備とネットワークの一層の充実により、通信手段の確保を図ることが必要であり、情報通信体制の多重化、またアマチュア無線等各種メディアの活用を図る。

具体的な対策については、第2編第2章第6節「通信の確保」に準ずる。

## 第7節 地震情報の受理・伝達

地震発生直後における初動体制の確立、迅速な応急対策活動の実施のためには、関係機関との連絡や情報収集、さらには、報道機関や市町村等を通じての情報提供が不可欠であり、総括的で迅速な情報の収集・伝達体制を確立するとともに、被災者へのきめ細かい情報の提供を実施する。

### 1 緊急地震速報の受理・伝達

#### (1) 受信媒体

気象庁よりCCNetを通じて提供される緊急地震速報システム及びテレビ、ラジオを用いて受信する。

ア 養老町公共施設に設置されている緊急地震速報システムの装置は震度3以上で発報する。

イ テレビ、ラジオにおいてはNHKから最大震度5弱以上と推定される地震が発生した際、震度4以上が予想される地域（県）が発表される。

#### (2) 伝達方法

##### ア 職員の口頭による伝達

各職員は、緊急地震速報を覚知した場合は口頭（大声など）により周辺職員・来庁者等に伝達する。

##### イ 施設内放送による伝達

緊急地震速報により地震の発生が発報された際、放送設備を備えた施設においては、施設内放送を通じて伝達するよう努める。

##### ウ 住民への伝達

町は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、町防災行政無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

#### (3) 平素からの備え

各所属長は、所属職員を対象に、緊急地震速報覚知時の対応について、周知徹底を図る。また、ロッカーやOA機器の固定等、危険と思われる箇所には予め対応策をとる。

### 2 地震情報の受理・伝達

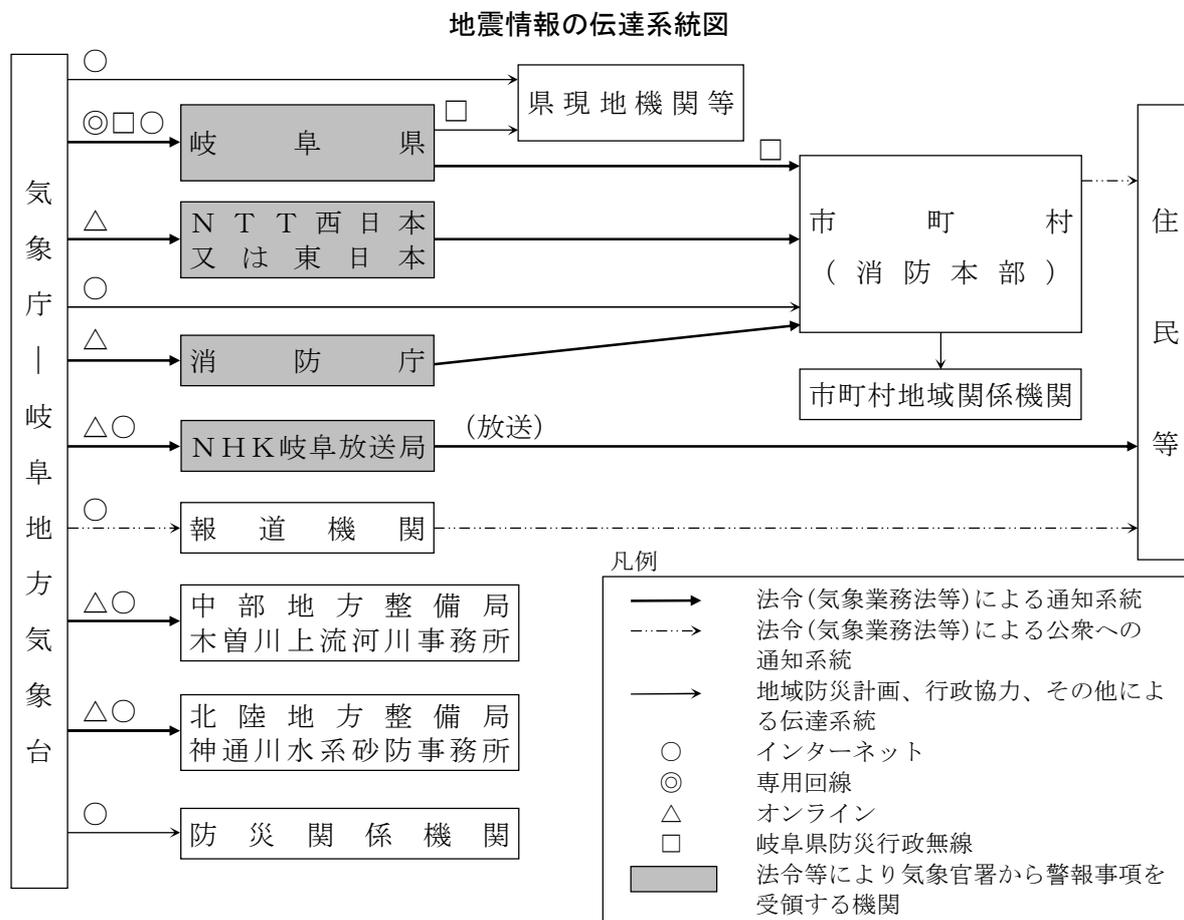
気象庁及び岐阜地方気象台が発表する地震情報等の受理・伝達は次のとおり実施する。

#### (1) 地震情報の発表

岐阜地方気象台は、県内に設置した観測点で震度1以上を観測した場合、又は必要と認める場合は、「震度速報」、「震源に関する情報」、「震源・震度に関する情報」、「各地の震度に関する情報」、「地震回数に関する情報」、「地震活動に関する解説情報」等を発表又は伝達する。

#### (2) 地震情報等の受理・伝達

町は、地震情報及び震度情報を受理したときは、直ちに住民等に伝達するとともに、避難指示等の措置を行う。



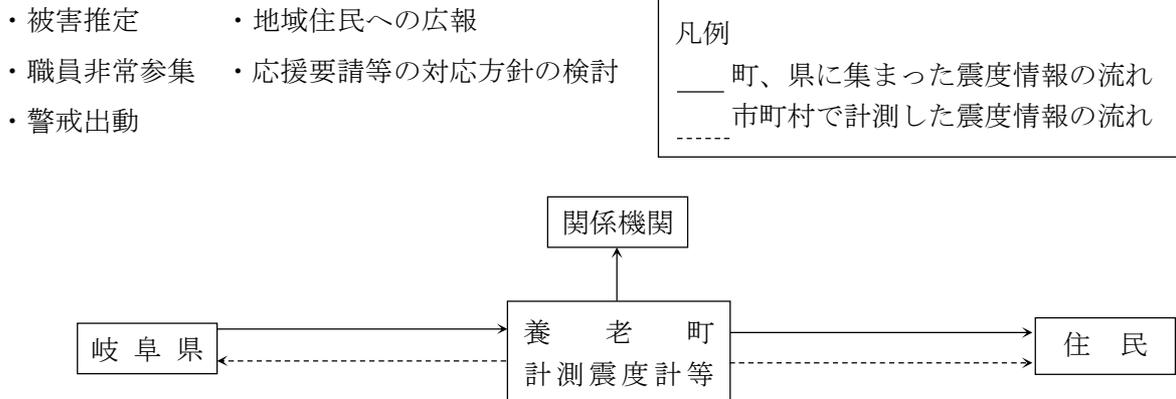
- (注) 1 岐阜地方気象台からNTT西日本又は東日本への通知は警報のみ。  
 2 岐阜地方気象台からNHK岐阜放送局へはNHK本局経由で伝達する。  
 3 岐阜地方気象台から中部地方整備局木曾川上流河川事務所及び北陸地方整備局神通川水系砂防事務所へは国土交通省経由で伝達する。

※ 通信途絶時の代替経路

障害等により、通常の通信経路が途絶した法定伝達機関については、電話、FAX等により伝達する。

代替経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で、加入電話、無線設備機関、その他関係機関の相互協力により伝達するよう努める。

### 震度情報の伝達系統図



## 第8節 地震災害情報の収集・伝達

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うためには、防災関係機関との連絡や情報収集や正確な情報提供が不可欠であり、迅速に被害情報及び災害応急対策等の情報の調査、報告（即報）及び収集、伝達体制を確立する。

具体的な対策については、第2編第2章第8節「災害情報等の収集・伝達」に準ずる。

## 第9節 災害広報

住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な地震災害応急対策を実施するため、被災者へのきめ細やかな情報の提供に心がけるとともに、デマ等の発生防止対策を講じ、あらゆる広報手段を利用して、被災者等への広報を行う。また、情報の混乱を避けるため、関係機関との情報共有及び情報提供窓口の一元化を図る。

具体的な対策については、第2編第2章第9節「災害広報」に準ずる。

## 第10節 消防活動

火災が発生した場合、町・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

阪神・淡路大震災の消防活動においては消防水利の損壊、応援隊相互の通信の混乱等予期せぬ事態が発生した。

具体的な対策については、「養老町消防計画」及び「養老町消防本部大震災対策計画」に定めるところによる。

## 第11節 浸水対策

大規模な地震が発生し、液状化等により堤防が損壊されることは、阪神・淡路大震災における淀川の堤防で見られた現象で、このような場合、大洪水が発生すると、その被害は未曾有のものとなる。このため、河川施設の被害箇所の早期発見及び迅速な復旧を図る。

### 1 水防情報の収集

#### (1) 河川管理施設等の被害状況の把握

河川管理者、ため池など河川に関係する施設の管理者は、地震による施設被害の状況を速やかに把握するとともに、他の管理者や関係機関との連絡を密にし、状況の掌握に努める。

水防管理者は、河川管理者やその他の管理者との連絡を密にし、その区域における水害発生の際の情報収集に努める。

#### (2) 気象状況の把握

河川管理者等は、地震災害発生後の気象状況に留意し、施設被害の生じたことによる浸水被害や降雨災害の発生をおそれ、また、洪水の発生等の可能性などに注意する。

### 2 水防活動

#### (1) 水防体制

地震発生後、さらに洪水の来襲が想定されるなど、水害による被害が予想される場合は水防管理者は、水防体制をとる。

#### (2) 水防計画

水防管理者及び河川管理者等、水防活動に関する計画は、「養老町水防計画」の定めるところによる。

### 3 応援要請

(1) 水防管理者は、相互に協力するとともに、水防上必要がある時は他の水防管理者の応援を要請する。

(2) 要請を受けた水防管理者は、自らの管理区域における水防活動に支障のある場合を除いて、要請に従い、できる範囲で応援をする。

## 第12節 県ヘリコプターの活用

地震災害が発生し、より迅速・的確な対応を必要とする場合には、広域かつ機動的な活動ができる県ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

具体的な対策については、第2編第2章第12節「県ヘリコプターの活用」に準ずる。

## 第13節 災害救助法の適用

災害が一定規模以上で、かつ、応急的な復旧を必要とする場合は、災害救助法を適用し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることが必要であり、制度の内容、適用基準及び手続を関係機関が十分熟知し、災害時における迅速・的確な法の適用を図る。

具体的な対策については、第2編第2章第13節「災害救助法の適用」に準ずる。

## 第14節 避難対策

地震災害時においては、家屋倒壊、火災、がけ崩れ等の発生が予想され、住民の避難を要する地域が数多く発生するものと予想される。町は、災対法等に基づき、必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、住民等の生命及び身体の安全の確保等に努める。

具体的な対策については、第2編第2章第14節「避難対策」に準ずる。

## 第15節 被災建築物等に対する安全対策

地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、次の安全対策を実施する。

### 1 建築物

町は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。

### 2 宅地等

町は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。

## 第16節 食料供給活動

地震災害により食料を確保することが困難になり、日常の食事に支障が生じ、又は支障が生じるおそれがある場合は、被災者等を保護するために、食料の応急供給を迅速かつ的確に行う。

具体的な対策については、第2編第2章第15節「食料供給活動」に準ずる。

## 第17節 給水活動

地震災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給するため、迅速に適切な措置を行う。

具体的な対策については、第2編第2章第16節「給水活動」に準ずる。

## 第18節 生活必需品供給活動

地震災害により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与又は貸与するため、迅速に適切な措置を行う。

具体的な対策については、第2編第2章第17節「生活必需品供給活動」に準ずる。

## 第19節 要配慮者・避難行動要支援者対策

地震災害時、要配慮者は身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、きめ細かな配慮が必要であり、個別かつ専門的な救援体制を整備する。

また、要配慮者の単独行動は、被災家屋に取り残されるおそれがあるため極力避け、地域住民の協力応援を得て、避難することが望ましい。このため、要配慮者に対しては、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等様々な場面においてきめ細やかな施策を行う。

具体的な対策については、第2編第2章第18節「要配慮者・避難行動要支援者対策」に準ずる。

## 第20節 観光客等の応急対策

地理に不案内な観光客・外国人について、避難場所や避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生ずるおそれがある。このため、町内の観光施設の観光客等に対して、きめ細かな応急対策を実施する。

具体的な対策については、第2編第2章第19節「観光客等の応急対策」に準ずる。

## 第21節 帰宅困難者対策

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で、多くの人々が長距離間を移動しており、大規模地震が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難となる人々が発生することが想定される。

このため、災害時の安否確認の支援、被害情報の伝達、避難所の提供、帰宅のための支援等帰宅困難者に対する支援体制を速やかに構築する。

### 1 住民、事業所等への啓発

町は、各種手段により、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な啓発に努める。

### 2 避難所対策、救援対策

町は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への収容が必要になった人への救助対策、避難所対策を図る。

### 3 徒歩帰宅困難者への情報提供

町は、県と連携して、企業、放送事業者、防災関係機関等からの情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して、支援ルートやコンビニエンスストア等の支援ステーションの情報提供に努める。

## 第22節 応急住宅対策

災害により住宅が全壊（全焼、流失、埋没）し、又は土石、竹木等の流入により住むことが不可能な場合、被災者を収容するために住宅を仮設し、また住宅のき損等に対し自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活の可能な程度の応急修理又は障害物を除去するため、迅速に必要な措置を行う。

具体的な対策については、第2編第2章第20節「応急住宅対策」に準ずる。

## 第23節 医療・救護活動

災害のため、被災地の住民に医療救護が必要となった場合において、応急的な措置を講じ、被災者の保護を図る。

具体的な対策については、第2編第2章第21節「医療・救護活動」に準ずる。

## 第24節 救助活動

大規模地震災害が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがあり、これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要となることから、町は、防災関係機関と連絡を密にしながら、また自主防災組織、住民等の協力を得て速やかな応急対策を実施する。

具体的な対策については、第2編第2章第22節「救助活動」に準ずる。

## 第25節 遺体の搜索・取り扱い・埋葬

地震災害時に死亡した者の遺体の搜索、見分、取り扱い、埋葬等を的確に実施するため、遺体搜索体制の確立、必要機器や遺体安置場の確保、他市町村等の協力による火葬の実施等、迅速に必要な措置を行う。広域に被災した場合は、検視、検案体制を含め、広域調整を県に要請する。

具体的な対策については、第2編第2章第23節「遺体の搜索・取り扱い・埋葬」に準ずる。

## 第26節 防疫・食品衛生活動

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疫病が発生しやすく、また蔓延する危険性も高い。このため、地震災害時における防疫措置は、臨時に多数の避難者を収容し、衛生状態が悪化しやすい避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施する。

また、被災地における食品の安全性を確保するため、炊き出し施設、飲食店等の食品関連施設に対して監視指導を実施し、食中毒等の発生防止を図る。

具体的な対策については、第2編第2章第24節「防疫・食品衛生活動」に準ずる。

## 第27節 保健活動・精神保健

地震災害時の生活環境の劣悪さや心身への負担の大きさは、心身双方の健康に変調を来す可能性が高く、被災者に対して公的な保健医療面での支援が不可欠であり、また精神障がい者の保護や地震によるショック、長期化する避難生活等による様々なストレスを抱え込む被災者の心のケア対策が必要となる。そのため、地震により被害を受けている住民を対象に、県、関係機関と協力し、避難所の生活環境の整備や心身両面からの保健指導を実施するとともに、仮設住宅や一般家庭等住民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

具体的な対策については、第2編第2章第25節「保健活動・精神保健」に準ずる。

## 第28節 清掃活動

大規模地震災害時には、建築物の倒壊、流失等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、廃棄物の収集処理を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により適切に実施し、地域環境の保全を図る。

具体的な対策については、第2編第2章第26節「清掃活動」に準ずる。

## 第29節 愛玩動物等の救援

地震災害時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。

具体的な対策については、第2編第2章第27節「愛玩動物等の救援」に準ずる。

## 第30節 災害義援金品の募集・配分

被災者に対して寄託される義援金品を、确实、迅速に被災者に配分するため、受入、引継、集積、配分、管理等必要な措置を実施する。

具体的な対策については、第2編第2章第28節「災害義援金品の募集・配分」に準ずる。

## 第31節 公共施設の応急対策

大規模地震が発生した場合、各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行う。

具体的な対策については、第2編第2章第30節「公共施設の応急対策」に準ずる。

## 第32節 ライフライン施設の応急対策

電気、上下水道等のライフライン施設に被害が発生すると、被災住民の生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動や経済活動にも支障を来す。また、医療活動を実施するうえにおいては、これらの提供は不可欠であり優先的に供給する必要がある。このため、事業者間の広域的な支援体制の実施、復旧予定時期の明示による民心の安定、防災関係機関や医療機関への優先的復旧等を図る。

具体的な対策については、第2編第2章第31節「ライフライン施設の応急対策」に準ずる。

## 第33節 文教災害対策

地震災害時に、早急に教育施設の確保を図る等、応急対策を実施するとともに、学校教育に支障を来さないように必要な措置を講ずる。

また、文化財その他文教関係の応急対策を行うため、必要な措置を講ずる。

具体的な対策については、第2編第2章第32節「文教災害対策」に準ずる。

## 第34節 災害警備活動

様々な社会的混乱の中、地域住民の安全確保、各種犯罪の予防、取締り等を行い、被災地における治安維持を図るため、必要な措置を講ずる。

具体的な対策については、第2編第2章第33節「災害警備活動」に準ずる。

## 第1節 復旧・復興体制の整備

被災地の復旧・復興については、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の普及等を図り、より安全に配慮した地域づくりを目指す。

また、災害により、地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

具体的な対策については、第2編第4章第1節「復旧・復興体制の整備」に準ずる。

## 第2節 公共施設及び公共事業等の災害復旧

道路、橋梁、河川等の公共施設は、社会活動を営む上で重要であり、地震により損壊の場合、救助活動及び救援救護活動等に重大な支障が発生し、社会的基盤である公共施設等の迅速な機能回復と二次災害防止対策が必要である。

町は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、公共施設等の復旧に当たっては、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努めると同時に被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討する。

具体的な対策については、第2編第4章第2節「公共施設及び公共事業等の災害復旧」に準ずる。

### 第3節 被災者の生活確保

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる。

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

具体的な対策については、第2編第4章第3節「被災者の生活確保」に準ずる。

### 第4節 被災中小企業の振興

被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開くことが必要であり、町その他の関係機関は、被災中小企業者について、その被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。また、被災中小企業者の利便を図るために必要な相談窓口の開設、チラシ、パンフレット等の作成配布、広報等を行う。

具体的な対策については、第2編第4章第4節「被災中小企業の振興」に準ずる。

### 第5節 農林漁業関係者への融資

被災農林漁業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図ることが必要であり、町及びその他関係機関は、災害の規模に応じて必要な措置を講ずるとともに、被災者の利便を図るために必要な相談窓口の開設、チラシ、パンフレット等の作成配布、広報等を行う。

具体的な対策については、第2編第4章第5節「農林漁業関係者への融資」に準ずる。

## 第1節 総 則

### 1 東海地震に関する事前対策の意義

本町の地域は、東海地震の防災対策強化の周辺地域として、局地的には被害の発生が懸念される場所である。

この計画は、東海地震の発生が予知され、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合に、地震発生に備えて地震防災上実施すべき応急対策を混乱なく迅速に実施することにより、また、東海地震注意報が発表された場合に、地震防災上実施すべき応急の対策の準備的行動を行うことにより、地震被害の軽減を図ろうとするものである。

### 2 東海地震に関する事前対策の性質

- (1) 「東海地震に関する事前対策」は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、町及び防災関係機関等のとるべき事前措置の基本的事項について定める。
- (2) 「東海地震に関する事前対策」は、一部警戒宣言前を含み、主として、警戒宣言時から地震発生までの間における事前応急対策を定める。地震発生後は、本編第2章「地震災害応急対策計画」に定めるところにより対処する。

### 3 活動体制

#### (1) 町の地震災害警戒組織

本計画に定める活動を実施するため、町は、東海地震に関連する情報に基づき、次の体制をとるものとする。

ア 東海地震に関連する調査情報（臨時）（以下「調査情報」という。）発表時  
調査情報が発表された場合、町は準備体制を実施する。

イ 東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）発表時  
注意情報が発表された場合、町は救助第一・第二体制を実施する。

ウ 東海地震予知情報（以下「予知情報」という。）及び警戒宣言発令時  
予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、強化地域は警戒宣言発令時対策を実施していることから、町は非常体制を実施するとともに、災害対策基本法第23条の規定に基づき、町災害対策本部を設置する。

#### エ 警戒解除宣言発令時

警戒解除宣言が発せられたときは、町災害対策本部を廃止する。

町及び県の体制

情報名 地区名	東海地震に関連する調査情報（臨時）	東海地震注意情報	東海地震予知情報（警戒宣言）
養 老 町	準備体制を実施	○救助第一・第二体制を実施 ○事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制 ○係長級以上の職員及び総務課職員	○非常体制を実施 ○災害対策本部を設置 ○状況により直ちに救助応急対策活動が開始できる体制を実施 ○全職員
岐 阜 県	本部連絡員関係課による体制	○職員緊急参集 ○情報収集連絡体制 ○災害警戒本部を岐阜県防災交流センター内に自動設置 ○全庁（全課）体制	○地震災害警戒本部を岐阜県防災交流センター内に設置 ○災害対策本部を岐阜県防災交流センター内に設置 ○全庁（全課）体制

(2) 地域住民の自主防災組織

ア 調査情報発表時

平常通りの生活はできるが、テレビやラジオ等の地震情報の収集に努める。

イ 注意情報発表時

引き続き地震情報の収集に努めるとともに、避難が必要な場合を考慮して、避難場所、避難路及び防災倉庫の防災用資機材の点検を実施する。

ウ 予知情報及び警戒宣言発令時

地域内での情報収集や伝達、要介護者の安全確保、避難誘導を実施する。

〔用語解説〕

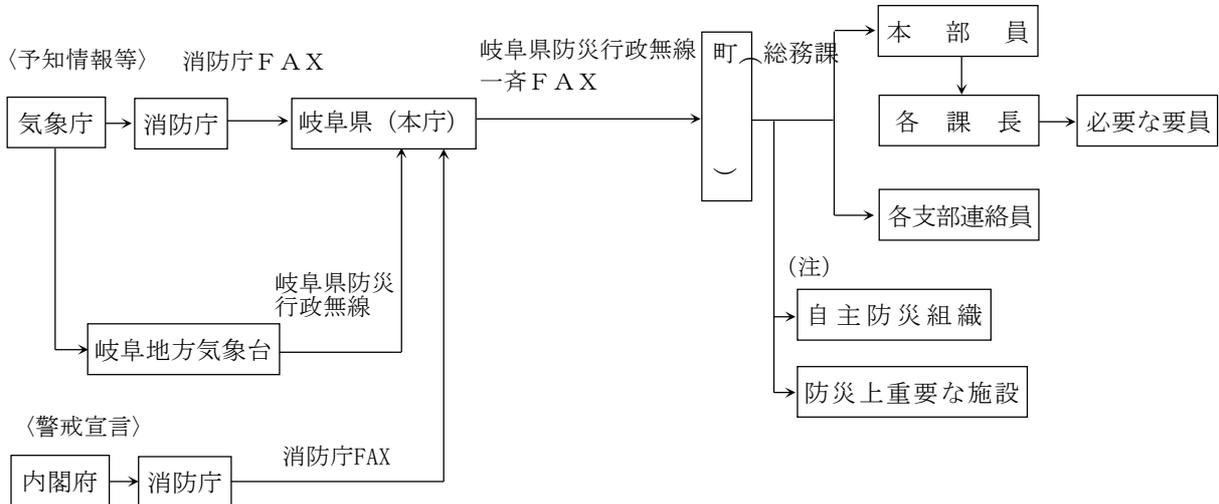
種 類	内 容 等	
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合には、本情報解除が発表される。	
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される。また、東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合には、本情報解除が発表される。	
東海地震に関連する調査情報	臨 時	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表される。
	定 例	気象庁の毎月の定例会で評価した調査結果が発表される。

## 第2節 警戒宣言・地震予知情報等の伝達

地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、町は防災関係機関に対し、その情報を迅速かつ正確に伝達する。また、地域住民に対する緊急広報を実施し、情報の収集、伝達に万全を期する。

### 1 伝達する情報

- (1) 予知情報、注意情報、調査情報
- (2) 警戒宣言発令



(注) 町総務課は、庁内放送により各課等に、また電話等により重要機関等に伝達する。

### 2 伝達主体

- (1) 県は、予知情報等を市町村、関係機関へ伝達する。
- (2) 町は、予知情報等が発せられた場合、その内容をサイレン、広報車、同報無線等、あらゆる手段により住民に伝達する。また、テレビ・ラジオ等を通じて報道される。  
この場合、予知情報等の意味及び居住者等がとるべき行動を合わせて示す。
- (3) 町、防災関係機関、鉄道や百貨店等関係事業者は、予知情報等の内容を、観光客、買い物客、通勤・通学者、外国人、障がい者等に伝達する。

## 第3節 広報対策

町、防災関係機関等は、予知情報等が発せられた場合、予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う社会的混乱を防止し、民心の安定を図るため、迅速、的確な広報を実施する。また居住者等に密接に関連のある事項及び民心の安定を図り、混乱の発生を防止するための事項に重点をおき、居住者等が正確に理解できる平易な表現を用い、反復継続して表現する。

### 1 広報の内容

- (1) 予知情報等の意味、今後の推移、予想される県下の地震の震度等の予想
- (2) 住民は、デマに惑わされず、テレビ、ラジオ等の情報に注意し、正しい情報の収集に努めること。
- (3) 住民は、水、食料の備蓄、家族の連絡方法の確認、不要な火気の始末、家具の転倒防止等の措置を行うこと。
- (4) 自動車による移動を自粛すること。
- (5) 食料品等の買い出し等の外出は自粛すること。
- (6) 電話の使用は自粛すること。
- (7) 病院、劇場、百貨店、旅館等不特定多数の人が出入りする施設の管理者は、施設の安全確保措置を実施すべきこと。
- (8) 危険物取扱事業所、工事現場等の管理者は、安全確保措置を実施すべきこと。

### 2 広報の手段

- (1) 防災行政無線（屋外拡声子局及び戸別受信機）
- (2) CATVによるデータ放送
- (3) 広報車による広報
- (4) インターネット、SNS、防災アプリ及びあんしん防災ネットによる周知
- (5) 消防団、自主防災組織等による伝令（電話、口頭）

特に、外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応については、必要に応じて、外国語による表示又は外国語放送などの様々な広報手段を活用して行う。

また、聴覚障がい者に対する情報伝達にも配慮する。

### 3 問い合わせ窓口

町は、居住者等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。

### 4 報道機関との応援協力関係

町と報道機関は、警戒宣言が行われた場合の報道について、必要な情報提供を行う。

### 5 警戒宣言前からの準備的行動

広報対策は、注意情報発表時点から実施することとし、合わせて注意情報の意味や今後の推移、住民・事業所については、不要不急の旅行、出張等を自粛すべきことを広報する。

具体的な対策については、第2編第2章第9節「災害広報」に準ずる。

## 第4節 事前避難対策

町は、警戒宣言が発せられた場合、浸水想定地域等の居住者等（以下「災害時危険地域居住者等」という。）の人命の安全を確保するため、住民の自主防災組織と連携し、県警察の協力を得て迅速、的確な避難対策を実施する。

### 1 事前避難対策

#### (1) 事前避難の実施

ア 町長は、状況を判断し、避難指示を行う。

イ 避難の指示の内容

町及び県警察は、次の内容を明示して避難指示を実施する。

(7) 避難対象地区

(イ) 避難先

(ロ) 避難経路

(エ) 避難指示の理由

(オ) その他必要な事項

ウ 避難措置の周知等

町及び県警察は、指示した場合、速やかに関係機関に対して指示した旨連絡するとともに、避難対象地区の住民等に対してその内容の周知を図る。

(7) 避難対象地区住民等への周知徹底

町及び県警察は、避難措置を実施したときは、その内容について避難対象地区の住民に対し、広報媒体等を通じて周知徹底を図る。

(イ) 県への報告等

町は、避難措置及び避難の状況等について県に報告するとともに、県警察と相互に連絡をとる。

#### (2) 収容施設における措置

ア 町は、収容施設の所有者又は管理者の協力を得て、避難者に対し、次の措置をとるよう努める。

(7) 予知情報等の伝達

(イ) 警戒宣言発令時対策実施状況の周知

(ロ) 飲料水、食料、寝具等の供与

(エ) 収容施設の秩序維持

(オ) その他避難生活に必要な措置

イ 町は、避難者に対し避難生活に必要な生活必需物資等の携行を指示する場合、その旨明

示する。

(3) 事前避難体制の確立等

町は、警戒宣言発令時において、避難者が円滑かつ迅速に避難行動をとれるよう事前避難体制の確立に努める。

ア 避難にあたっては、警戒宣言の発令から地震の発生までは、比較的短時間であるということ为前提に避難体制の確立を図る。

イ 町は、避難対象地区を単位にあらかじめ把握した高齢者、障がい者、子ども、病人等の要配慮者の避難について、自治会、自主防災組織等の協力のもと実施する。

また、外国人、出張者及び旅行者等については、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。

ウ 避難対象地区の居住者等が避難地まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の居住者等については、地域ごとの実情に応じて必要最小限の車両の活用を地域内で検討するなど、避難行動の実効性を確保するよう努める。

(4) 避難対象地区以外の居住者等の対応

ア 警戒宣言が発せられた場合、避難対象地区外の居住者等は、耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所で行動する。また、このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分把握しておく。

イ 町は、警戒宣言発令時において各自で食料等生活必需品を確保するよう平常時から周知徹底する。また、生活必需品を販売するコンビニエンスストア等小売店舗の営業の確保に必要な物資輸送のため、車両の確保等必要な措置を講ずるものとする。

## 2 警戒宣言前からの準備的行動

事前避難対策は、警戒宣言前からの準備的行動において、最も重要な対策となるため、確実に実施されることが必要である。

(1) 学校等

各学校等は、必要に応じ、臨時休校措置の検討や、児童・生徒の保護者への引き渡し等安全確保措置を行う。

(2) 要配慮者

各施設管理者は、高齢者、障がい者、病人等要配慮者の必要に応じた事前避難の措置又は検討若しくは準備を行う。

(3) 災害時危険地域居住者等

町は、災害時危険地域居住者等の事前避難の措置又は検討若しくは準備を行う。

## 第5節 消防・水防対策

消防機関及び水防管理団体は、警戒宣言が発せられた場合、居住者等の生命、身体及び財産を保護するため、災害発生後の火災、水災及び混乱等に備える。

### 1 消防対策

消防機関は、警戒宣言が発せられた場合、居住者等の生命、身体及び財産を保護し、地震発生後の火災及び混乱の防止等に備えて、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

- (1) 地震に関する正確な情報の収集と、必要な機関への伝達
- (2) 火災防除のための警戒と必要な機関への情報の伝達
- (3) 火災発生の防止、初期消火について住民等への広報の実施
- (4) 自主防災組織等の活動に対する指導
- (5) 施設等が実施する地震防災応急対策に対する指導
- (6) 迅速な救助・救援のための体制の確立
- (7) その他必要な措置

### 2 水害予防

水防管理者は、警戒宣言が発せられた場合、不測の事態に備えて次の必要な措置を講ずる。

- (1) 地震に関する正確な情報の収集と、必要な機関への伝達
- (2) 気象情報の収集と、水害予防のための出水予測や警戒の実施並びに必要な機関への情報の伝達
- (3) 地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防等留意すべき施設の点検と水防活動のための必要な準備
- (4) 水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充、河川管理者や他の水防管理者と連絡を密にした不測の事態への備え

### 3 警戒宣言前からの準備的行動

消防機関や水防管理者は、注意情報発表の段階から、それぞれの活動に必要な物資、資機材等の点検、補充、配備等を実施する。

## 第6節 警備対策

町は、警戒宣言が発せられた場合、県警察の協力を得て居住者等の生命及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、警備に万全を期する。

また、警戒宣言前の準備的行動として、災害時危険地域居住者等の事前避難が混乱なく、的確に行われるよう、避難誘導等に努める。

なお、警備対策を推進するに当たっては、防災関係機関、自主防災組織との間において緊密な連携の確保に努める。

具体的な対策については、第2編第2章第33節「災害警備活動」に準ずる。

## 第7節 交通対策

警戒宣言が発せられた場合、人命の安全を図り、交通の混乱を防止するため、一般道路の交通規制を実施する。

### 1 道路危険箇所に係る管理上必要な措置

道路管理者は、道路の点検を行い危険箇所を把握し、警戒宣言が発せられた場合は、道路管理上必要な措置をとることとするが、場合によっては報道機関に依頼し、広報する。

### 2 車両の交通規制

交通の混乱が予想される場合は、交通の安全と円滑を図るため、県警察の協力のもとに一般道路における車両の走行を必要に応じて抑制する。

### 3 運転者のとるべき措置

運転者は、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

達 走行中の車両は次の要領により行動すること。

ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて、低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。

イ 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーは付けたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。

ウ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。

逸 避難のために車両は使用しないこと。

### 4 警戒宣言前からの準備的行動

県、町、県警察、道路管理者は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報についてあらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行う。

## 第8節 緊急輸送対策

緊急輸送は必要最小限にとどめるとともに、緊急輸送の対象範囲、緊急輸送車両の確認手続きを定め、また緊急輸送道路、緊急輸送手段の確保を図る。

### 1 緊急輸送の対象範囲

緊急に輸送を必要とするものは、次によるものとし、各実施機関であらかじめ定めておく。

- (1) 応急対策実施要員
- (2) 地震防災応急対策の実施に必要な物資及び資機材
- (3) その他、県又は町本部が必要と認める人員、物資等

### 2 緊急輸送車両の確認

県及び県公安委員会は、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）第12条の規定に基づき、次により緊急輸送車両の確認を行う。

緊急輸送しようとする機関は、迅速な緊急輸送の確保を図るため、県知事又は県公安委員会に緊急輸送車両確認証明書の交付を申し出て、標章及び証明書の交付を受ける。

### 3 警戒宣言前からの準備的行動

警戒宣言時の緊急輸送対策が円滑に実施されるよう、町は各関係機関等と連携を密にし警戒宣言前からヘリコプターの臨時離着陸場の確保等必要な準備体制を確立しておく。

## 第9節 物資等の確保対策

町は、関係機関の協力のもとに、警戒宣言発令時の避難者の救護及び災害発生後の被災者の救助に必要な物資等を確保するため、体制の整備を図る。

具体的な対策については、第2編第2章第15節「食料供給活動」、第16節「給水活動」、第17節「生活必需品供給活動」に準ずる。

## 第10節 保健衛生対策

警戒宣言が発せられた場合、町は、県と連携し、医療関係機関の協力のもとに、避難者等のうち、病人等の応急救護並びに発災後に備えての医療及び助産、医療・医薬品等の確保、清掃並びに防疫に関する措置を講ずる。

また、警戒宣言前からの準備的行動として、救護所の開設準備を行う。

具体的な対策については、第2編第2章第21節「医療・救護活動」、第24節「防疫・食品衛生活動」、第26節「清掃活動」に準ずる。

## 第11節 生活関連施設対策

水道、電気、通信、報道及び金融に関する事業を営む機関及び監督指導機関は、警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策及び住民の防災行動の円滑な実施を推進し、災害発生に備えて迅速な応急復旧を実施するための体制を整える。

### 1 水道

#### (1) 警戒宣言発令時の飲料水の供給

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて、緊急貯水が必要である。町は、飲料水の供給を継続するため、浄水池や配水池の水位をできるだけ高水位に維持する。

#### (2) 災害応急対策の実施準備活動

##### ア 給配水施設

町は、給配水施設の応急復旧用資機材の備蓄数量を確認するとともに、工事事業者に対し、出動準備を要請する。

##### イ 応急給水

町は、発災後の浄水作業不能の事態に備えて、浄水池、調水池又は配水池が満水となるよう運転管理する。

ウ 町は、配水池等から飲料水を運搬、供給するため、給水車、容器等の給水用資機材及びろ水器、消毒薬剤、水質検査器具等を整備点検するとともに、給水班の出動体制を整える。

### 2 電気

#### (1) 警戒宣言発令時の電気の供給

電気については、地震防災応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであり、その供給の継続を確保することが不可欠である。

中部電力パワーグリッド(株)では電力需要を把握し、発電及び供給について万全を期し、電力の供給の継続を確保することとしている。

#### (2) 災害応急対策の実施準備活動

中部電力パワーグリッド(株)では、災害発生に備えて応急復旧に必要な資機材の数量の確認及び必要な車両の確保を図ることとしている。

### 3 公衆電気通信の確保

#### (1) 警戒宣言発令時の重要な通信の確保

公衆電気通信の確保については、居住者の相互連絡、学校、県、町等への問い合わせ等の増大により、通信のそ通が著しく困難となる事態の発生が予想される。

西日本電信電話㈱では、通信のそ通が困難となった場合には、速やかに一般加入者等の使用をその状況に応じて、適宜制限する措置をとるものとし、地震防災応急対策の実施上重要な通信の確保を図ることとしている。

(2) 災害応急対策の実施準備活動

西日本電信電話㈱では、発災により通信が途絶した場合に通信の復旧を図るため、可搬式無線機を配備しておくほか、長期停電に備えて予備発動発電機、移動用発電機及び移動用電源車を配備し、電源の確保を図ることとしている。

#### 4 報道

- (1) 報道機関では、予知情報等の正確かつ迅速な伝達のため不可欠であり、地震予知情報等の正確かつ迅速な報道に努めることとしている。
- (2) 予知情報等の発表及び災害発生に備え、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即した報道体制の整備を図ることとしている。
- (3) 報道に際しては、民心の安定及び混乱の防止を図るため、予知情報等と併せて居住者等に対し、冷静かつ沈着な行動をとるよう呼び掛けるとともに、居住者等が防災行動をとるために必要な情報提供に努めることとしている。

#### 5 金融

(1) 金融機関の営業確保

金融機関の営業については、原則として、平常どおり行う。

なお、やむを得ず業務の一部を中止する場合においても、普通預金の払い戻し業務については、できるだけ継続することとし、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告知することとしている。

(2) 金融機関の防災体制等

ア 金融機関の店頭の顧客及び従業員の安全の確保に十分配慮する。

イ 災害発生による被害の軽減及び発生後の業務の円滑な遂行を確保するため、金融機関は危険箇所の点検、重要書類及び物品等の安全確保並びに要員の配置等について適切な応急措置をとることとしている。

(3) 顧客への周知徹底

店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備え、店頭はその旨を掲示することとしている。

#### 6 警戒宣言前からの準備的行動

- (1) 町は、配水池等での飲料水確保態勢を確認する。
- (2) 町は、応急給水の準備を行う。
- (3) 各ライフライン関係機関では、応急復旧用の資機材等の確保や工事業者の出動態勢の確保等、応急復旧態勢の準備を行うこととしている。

## 第12節 帰宅困難者対策

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で、多くの人々が長距離間を移動しており、大規模地震が発生した場合、自力で帰宅することが極めて困難となる人々が多数発生することが想定される。

このため、災害発生時の安否確認の支援、被害情報の伝達、避難所の提供、帰宅のための支援等帰宅困難者に対する支援体制を速やかに構築する。

### 1 県民、事業所等の啓発

県及び市町村は、各種手段により、徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な啓発に努めるものとする。

### 2 避難所対策、救援対策

市町村は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所への収容が必要になった人への救助対策、避難所対策を図るものとする

### 3 徒歩帰宅困難者への情報提供

県及び市町村は、企業、放送事業者、防災関係機関等との情報収集により、徒歩帰宅困難者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供に努める。

## 第13節 公共施設対策

警戒宣言が発せられた場合、被災防止措置を実施し、災害発生後に備え迅速な応急復旧を実施するため必要な体制の整備を図る。

### 1 道 路

道路管理者相互に連携し、必要に応じて道路の応急復旧のため建設業協会に対し、出動準備体制をとるよう要請し、また建設業者、販売業者等の保有する仮設資材の在庫量の把握を行い、調達体制を整える。

### 2 河 川

河川管理者は、必要に応じて応急復旧に必要な水防用資機材の備蓄数量の確認及び整備点検並びに水防上注意を要する箇所点検を行うとともに、水防管理者に対し、水防団の待機を要請し、また、建設業協会の自主防災隊に対し、出動準備体制をとるよう要請する。

### 3 下水道

町は、施設の被災状況を迅速かつ的確に把握し、次により対策を実施する。

#### (1) 災害対応組織の編成

- ア 職員の招集（自主参集）
- イ 役割分担の再確認
- ウ 関係機関との情報交換（警察、道路管理者、電気、ガス、水道及び下水道管理者）

#### (2) 管 渠

- ア 地震発生後の調査や緊急措置のための資材の確保
- イ 調査用機材、応急用器材の点検

#### (3) 処理場・ポンプ場

- ア 点検箇所：機械設備
  - (ア) 火災及び爆発のおそれのある設備（ガスホルダー、燃料貯蔵タンク、焼却炉等）
  - (イ) 劇薬を扱っている設備（塩素消毒設備、水質試験設備等）
- イ 点検箇所：電気設備
  - (ア) 中央監視設備（電気設備の稼働状況）
  - (イ) 火災のおそれのある設備（受変電設備）
  - (ウ) 漏洩等による火傷のおそれのある設備（制御電源設備）
  - (エ) 防災設備（防災設備、非常用通信設備）

### 4 庁舎等重要公共施設対策

庁舎等重要公共施設管理者は、庁舎等重要公共施設が災害応急対策の実施上、大きな役割を果たすため、おおむね次の措置を講ずる。

また、応急復旧に必要な資機材の調達体制を整えるとともに、必要に応じて工事業者に対し、出動準備体制をとるよう要請する。

- (1) 自家発電装置、可搬式発動発電機等の整備点検及び燃料の確保
- (2) 無線通信機器等通信手段の整備点検
- (3) 緊急輸送車両その他車両の整備点検
- (4) 電算機、複写機、空調設備等の被災防止措置
- (5) その他重要資機材の整備点検又は被災防止措置
- (6) 飲料水の緊急貯水
- (7) エレベーターの運行中止措置
- (8) 出火防止措置及び初期消火準備措置
- (9) 消防設備の点検

#### 5 工事中の建築物及びその他工作物又は施設

- (1) 工事中の建築物等管理者は、工事中の建築物及びその他工作物又は施設について、必要に応じて工事の中断等の措置を講じる。
- (2) 特別の必要により、補強、落下防止等を実施するに当たっては、作業員の安全に配慮する。
- (3) 倒壊等により、近隣の住民等に影響が出るおそれがある場合は、その居住者等に対して注意を促すとともに町に通報する。

#### 6 警戒宣言前からの準備的行動

町をはじめ各公共施設管理者は、応急復旧のための資機材等の備蓄数量の点検、補充を行い、必要に応じ調達態勢を整えるとともに、工事業者の出動態勢を確認する。

## 第1節 総 則

### 1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

### 2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱については、第1編第2節「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずる。

## 第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

南海トラフ地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、町は、あらかじめ避難所、救助活動のための拠点施設その他消防用施設をはじめ、緊急輸送道路、通信施設等各種防災関係施設について、関連事業と整合を図り、早急にその整備を図る。

施設等の整備はおおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

なお、具体的な整備計画については、別に定める事業計画による。

- (1) 建築物、構造物等の耐震化
- (2) 避難所の整備
- (3) 救助活動のための拠点施設の整備
- (4) 消防用施設の整備等
- (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- (6) 通信施設の整備

## 第3節 関係者との連携協力の確保

### 1 資機材、人員等の配備手配

#### (1) 物資等の調達手配

ア 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

- (ア) 消防用資機材
- (イ) 水防用資機材
- (ウ) 通信設備・機器
- (エ) ライフラインの応急復旧及び障害物除去等に要する重機・資機材等
- (オ) 防疫・保健衛生用資機材
- (カ) 医療救護用資機材
- (キ) 緊急輸送用車両及び燃料等
- (ク) 給水用資機材
- (ケ) 被災者等に供給する食料及び炊き出し実施に要する資機材等
- (コ) 被災者等に供給する生活必需品
- (サ) その他応急対策実施のために必要となる物資・資機材等

イ 町は、県に対して、居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のために必要なときは、アの物資の供給要請をすることができる。

#### (2) 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告する。

#### (3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

イ 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

### 2 他機関に対する応援要請

- (1) 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおりである。

岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書	資料2-1参照
岐阜県広域消防相互応援協定書	資料2-3参照
岐阜県防災ヘリコプター支援協定書	資料2-4参照
岐阜県ドクターヘリ事業に関する協定	資料2-4の2参照

岐阜県水道災害相互応援協定	資料2-5参照
災害支援協力に関する覚書（養老郵便局）	資料2-6参照
災害時の応急対策に関する協定（養老町建友会）	資料2-7参照
災害時の医療救護に関する協定書（養老郡医師会）	資料2-9参照
災害時の救護病院指定に関する協定書（西美濃厚生病院）	資料2-11参照
災害時における医療救護活動に必要な医薬品等の供給等に関する協定書（養老郡薬剤師会）	資料2-12参照
災害時における協力に関する協定書（養老町水道設備協同組合）	資料2-13参照
災害時における生活必需物資の供給に関する協定書（株式会社ユタカファーマシー）	資料2-15参照
災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書（株式会社ユタカファーマシー）	資料2-16参照
災害時の応援業務に関する基本協定（社団法人岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士会）	資料2-17参照
災害時における応急対策活動に関する協定書（西濃電気工事協同組合）	資料2-18参照
災害時等の応急対策業務に関する協定書（岐阜県瓦葺組合養老支部）	資料2-19参照
災害時の情報交換に関する協定（国土交通省中部地方整備局）	資料2-20参照
災害時における石油類燃料の供給に関する協定（岐阜県石油商業組合養老支部）	資料2-21参照
災害時の放送に関する協定（中部ケーブルネットワーク株式会社）	資料2-22参照
施設利用協定書（養老警察署）	資料2-23参照
災害時におけるLPガスの供給に関する協定（社団法人岐阜県エルピーガス協会西濃支部）	資料2-24参照
災害時における歯科医療救護に関する協定書（養老歯科医師会）	資料2-25参照
災害時における支援協力に関する協定書（マックスバリュ中部株式会社、イオンビッグ株式会社）	資料2-27参照
西濃地域における越境避難に関する協定書（大垣市、海津市、養老郡養老町、安八郡神戸町、同郡輪之内町、同郡安八町及び揖斐郡大野町）	資料2-28参照
災害時における物資の供給に関する協定書（大丸板紙加工株式会社）	資料2-29参照
非常災害時における施設開放に関する協定（南濃衛生施設利用事務組合）	資料2-30参照
特設公衆電話の設置等に関する覚書（西日本電信電話株式会社岐阜支店）	資料2-31参照
西南濃町村会地域災害時相互応援協定書（西南濃町村会）	資料2-32参照
災害発生時における養老町と養老町内郵便局の協力に関する協定（養老町内郵便局）	資料2-33参照
地域における協力に関する協定（養老町内郵便局）	資料2-34参照
非常災害時における養老公園こどもの家の開放に関する覚書（岐阜県・イビデングリーンテック株式会社）	資料2-35参照

非常災害時における施設開放に関する覚書（イビデングリーンテック株式会社 養老公園事務所）	資料2-36参照
非常災害時における施設開放に関する協定書（株式会社カワセ精工）	資料2-37参照
大規模災害時における相互連携に関する協定（中部電力パワーグリッド株式会社大垣営業所）	資料2-38参照
大規模災害時における道路啓開等に関する確認書（中部電力パワーグリッド株式会社大垣営業所）	資料2-39参照
災害時における応急生活物資供給に関する協定書（生活協同組合コープぎふ）	資料2-40参照
災害時における物資供給に関する協定（株式会社ナフコ）	資料2-41参照
養老町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書（社会福祉法人養老町社会福祉協議会）	資料2-42参照
災害時における協力体制に関する協定（社会福祉法人養老町社会福祉協議会・公益社団法人大垣青年会議所）	資料2-43参照
災害に係る情報配信等に関する協定（ヤフー株式会社）	資料2-44参照
非常災害時における施設開放に関する協定（株式会社サラダコスモ）	資料2-45参照
災害時等での施設利用の協力に関する協定（株式会社ダイナム）	資料2-46参照
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定（中北薬品株式会社）	資料2-47参照
災害時における物資供給に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター）	資料2-48参照

(2) 町は必要があるときは、(1)に掲げる応援協定に従い、応援を要請する。

### 3 帰宅困難者への対応

- (1) 町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。
- (2) 町は、帰宅困難者対策の実効性を確保するため、県、警察、消防、交通及び民間事業者等との連携の強化を図る。

### 4 長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が広範囲にわたる海溝型地震であり、地震動の継続時間も長いと予測されるため、発生すると予想される長周期地震動の構造物に及ぼす影響について、町は、国、県、大学及び研究機関等と連携を図りつつ、その対策について充実させるよう検討する。

## 第4節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

南海トラフ沿いの大規模地震は発生形態が多様であり、確度の高い地震の予測は困難であるものの、現在の科学的知見を防災対応に活かすことは引き続き重要である。このため、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合の後発地震に備えて、町及び関係機関等がとるべき防災対応について、あらかじめ定める。

### 1 防災対応の基本的な考え方

- (1) 町は、南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府（防災担当））や、岐阜県南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針（以下「県対応指針」という。）を参考に、防災対応を検討する。
- (2) 住民等及び企業は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、「自らの命は自らが守る」という防災対策の基本を踏まえ、防災対応を検討する。
- (3) 住民等は、日頃からの地震への備えの再確認等を行った上で日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて地震発生に注意しながら、できるだけ安全な行動を取ることを基本とする。
- (4) 企業は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続する。

住民等	日頃からの地震への再確認の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難場所・避難経路の確認</li> <li>・家族との安否確認手段の確認</li> <li>・家具の固定の確認</li> <li>・非常持出品の確認</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
	できるだけ安全な行動の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高いところに物を置かない</li> <li>・屋内のできるだけ安全な場所で生活</li> <li>・すぐに避難できる準備（非常持出品等）</li> <li>・危険なところにできるだけ近づかない</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
企業	日頃からの地震への再確認の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安否確認手段の確認</li> <li>・什器の固定・落下防止対策の確認</li> <li>・食料や燃料等の備蓄の確認</li> <li>・災害物資の集積場所等の災害拠点の確認</li> <li>・発災時の従業員の役割分担の確認</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

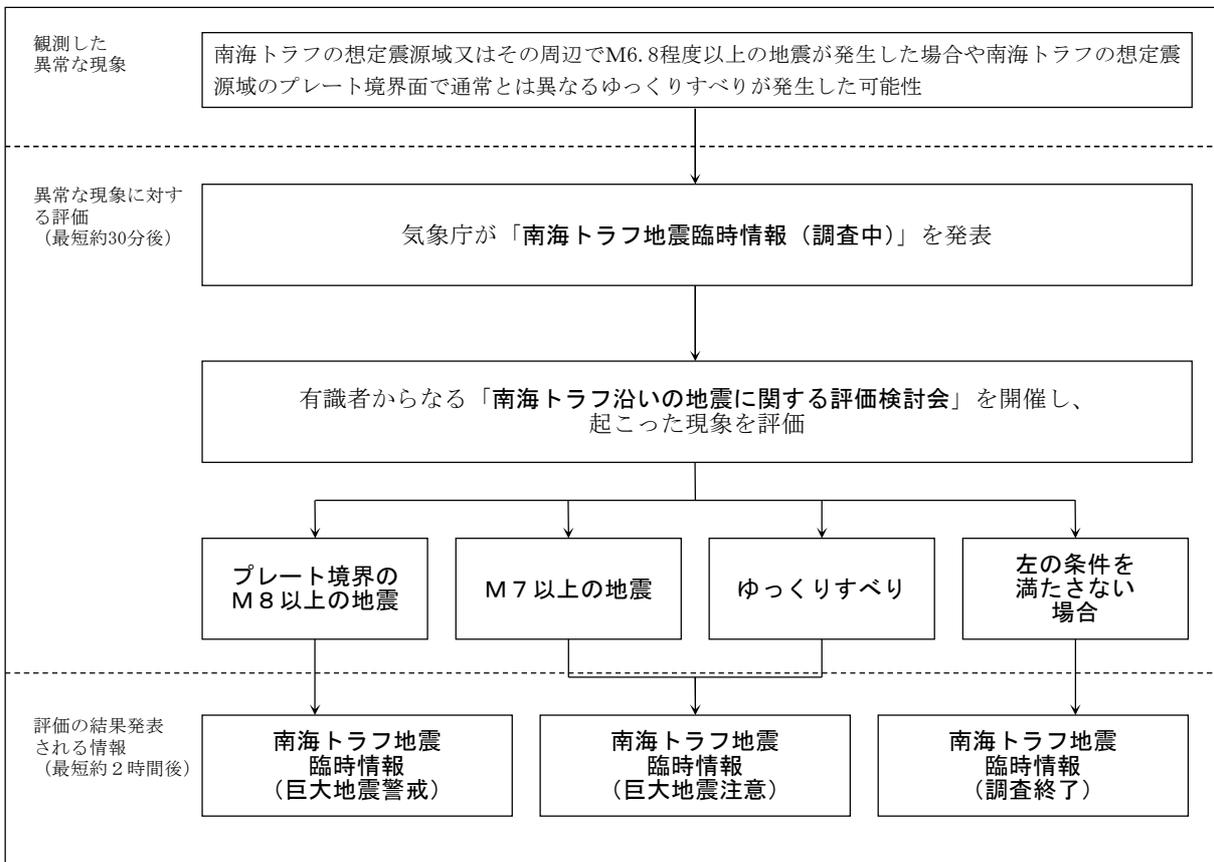
### 2 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べ相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から発表される。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の種類

南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	監視領域内において、M7.0以上M8.0未満の地震や想定震源域内のプレート境界において、通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

(2) 南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



3 防災対応をとるべき期間

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

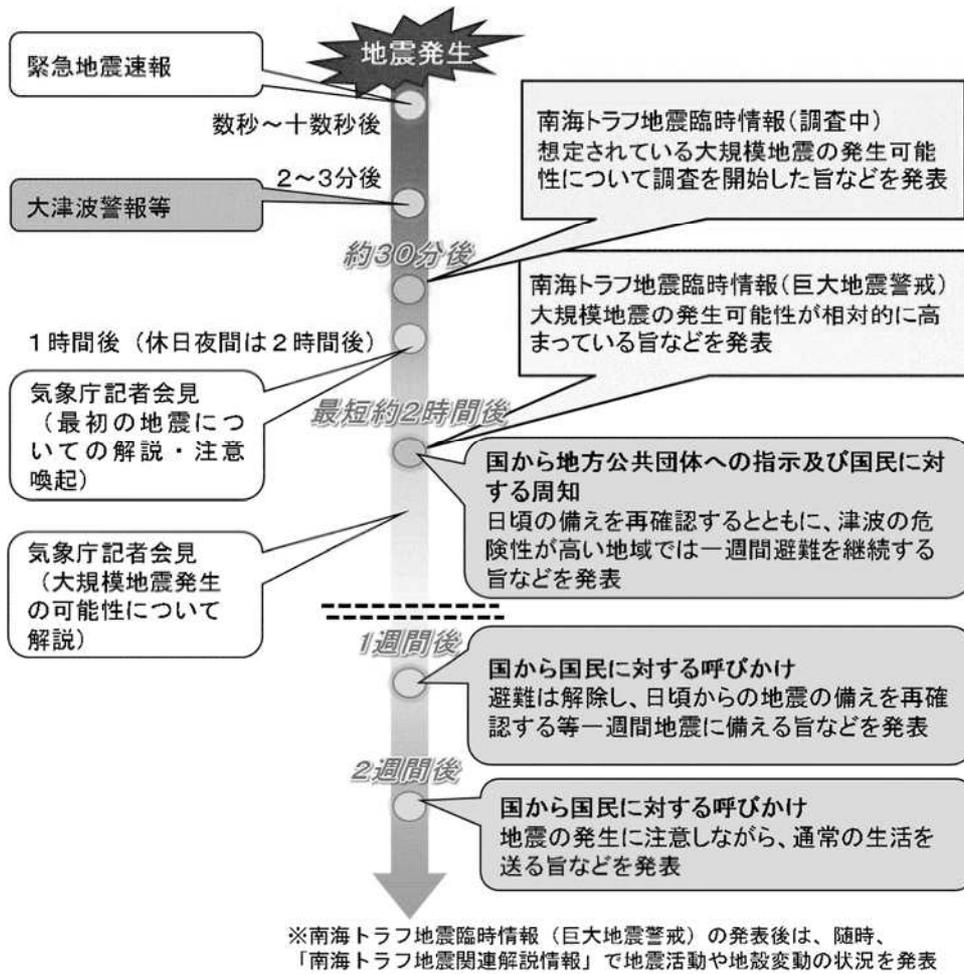
(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

防災対応の流れ

	M8.0以上の地震	M7.0以上の地震	ゆっくりすべり
発生直後	○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		○今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	<b>巨大地震警戒</b> ○日頃からの地震への備えを再確認する等 ○個々の状況等に応じて事前の避難など避難対策を実施	<b>巨大地震注意</b> ○日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）	<b>巨大地震注意</b> ○日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間	<b>巨大地震注意</b> ○日頃からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う	
2週間			
すべりが収まったと評価されるまで	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う		
大規模地震発生まで			○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う

巨大地震警戒対応における情報の流れ



「巨大地震警戒対応」における情報の流れ (出典：国ガイドライン)

## 第5節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制

### 1 町の防災体制

町は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、次表のとおり、それぞれの情報に応じた防災体制をとる。ただし、町内で地震が発生し、町災害対策本部が設置されている場合は、すでに設置している体制で対応に当たる。

情報の種類	防災体制	活動内容
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	<u>準備体制</u> （配備対応課・人員） 消防署 勤務者対応	○消防署及び総務課は、県からの情報を受けた時点で、関係部署に対する連絡等、所要の準備を開始
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	<u>非常体制（町災害対策本部）</u> （配備対応課・人員） 全職員	○緊急災害対策本部長（内閣総理大臣）指示の伝達を受け、各部署からこれまでの対応状況や今後の取組を報告し、全庁的に情報共有・確認 ○気象庁からの情報、政府の緊急災害対策本部会議の結果を全庁的に情報共有 【各部署における対応状況の確認】 ○情報収集・連絡体制の確認 ○所管する防災上重要な施設等の点検 ○地震発生後の応急対策の確認
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	<u>救助体制（町災害警戒会議）</u> （配備対応課・人員） 課長級以上の職員及び総務課職員	○気象庁からの情報、政府の災害警戒会議の結果を全庁的に情報共有 ○各部署から、これまでの対応状況や今後の取り組みを報告し、全庁的に情報を共有・確認 【各部署における対応状況の確認】 ○情報収集・連絡体制の確認 ○所管する防災上重要な施設等の点検 ○地震発生後の応急対策の確認
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	—	○総務課は、関係部署と情報共有

### 2 運営等

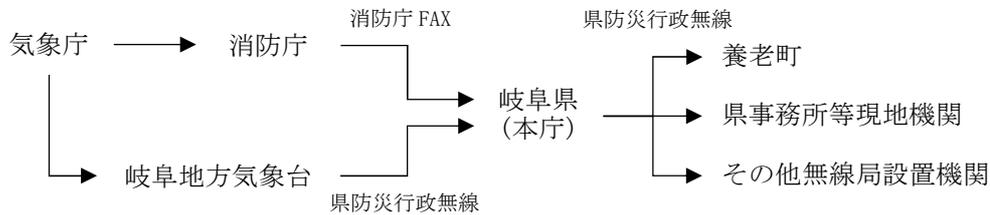
- (1) 町災害対策本部の組織、運営等については、第1編第5節「町災害対策本部の組織」に定めるところによる（本部長：町長）。
- (2) 町災害警戒会議の組織、運営等については、第1編第5節「町災害対策本部の組織」に定める町災害警戒本部に準ずる（会議座長：副町長）。

## 第6節 南海トラフ地震臨時情報の伝達

南海トラフ地震臨時情報を正確かつ迅速に関係機関へ伝達するとともに、住民等に対して適時的確な広報を実施する。

### 1 伝達経路及び方法

南海トラフ地震臨時情報の町及び防災関係機関への伝達経路及び方法は、次図のとおりである。



### 2 住民等への伝達方法

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の伝達方法は、防災行政無線や緊急速報メールのほか、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、ホームページ、SNS等多様化に努め、正確かつ迅速に伝達する。
- (2) 高齢者や障がい者など要配慮者に対しては、地域の自主防災組織や民生委員、消防団等「共助」の力を得るなど、確実に伝達できる手段を確保する。
- (3) 外国人に対しては、ホームページやSNS、外国人防災リーダーの活用等様々な手段を活用する。

### 3 住民等への伝達内容

町は、住民等へ南海トラフ地震臨時情報を伝達する際には、住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、具体的にとるべき行動（次表参照）をあわせて示す。また、交通、ライフライン、生活関連情報など住民等に密接に関係のある事項についても、きめ細かく周知する。

#### 具体的にとるべき行動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	発表時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日頃からの地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ</li> <li>・ 事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけなど</li> </ul>
	1週間後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけ</li> <li>・ 事前の避難を促す住民等に対し、事前の避難の呼びかけなど</li> </ul>

	2週間後	・地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ など
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	発表時	・日頃から地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ など
	1週間後	・地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ など

#### 4 問い合わせ窓口

町は、住民等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ対応窓口を整備しておく。

## 第7節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の災害応急対策

### 1 避難対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、地震が発生してからでは避難が間に合わない住民等の安全を確保するため、本町における災害リスクに応じ、事前の避難を促すなど適切な避難対策を実施する。

#### (1) 事前の避難

事前の避難が必要な災害リスクは下記を基本とし、町は災害リスクに応じ、1週間を目途に地域の実情に合わせた適切な避難対策を実施する。

##### ア 急傾斜地等における土砂災害

町は、土砂災害のリスクがある地域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき指定された「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を基本とする。）の住民等に対し、後発地震の発生に備え、個々の状況に応じて身の安全を守るための行動をとるよう呼びかける。

その上で、急傾斜地の崩壊等に伴う建築物の損壊により、生命又は身体に著しい危害が生じる地域として指定されている「土砂災害特別警戒区域」の住民等に対しては、県対応指針を参考に、事前の避難を促すなど適切な措置を講ずる。

町は、土砂災害の不安があっても自ら避難することが困難な入居者がいる土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の施設管理者に、土砂災害防止法に基づき作成される避難確保計画に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応を位置づけるよう働きかけることとし、施設管理者は適切な措置の実施に努める。

##### イ 耐震性の不足する住宅の倒壊

町は、耐震性の不足する住宅に居住する住民に対し、県対応指針を参考に、できるだけ安全な知人・親類宅や避難所に避難するなど、身の安全を守るための行動をとるよう呼びかける。

町は、事前の避難を促す住民等に対し、避難所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

前記以外の住民等に対しては、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認など地震発生に注意した行動をとるとともに、「できるだけ安全な行動」をとるよう周知する。

#### (2) 避難先の確保、避難所の運営

ア 住民等の避難先については、知人宅や親類宅等への避難を促すとともに、それが難しい住民等に対しては、町が避難所を確保する。

イ 町は、県対応指針を参考に、避難者の受入れ人数の把握、避難所の選定、避難所が不足する場合の対応についてあらかじめ検討する。

ウ 町は、避難所の運営については、防災士やボランティア等との連携・協力のもと、避難者自らが行えるよう、避難所運営マニュアルに関係団体による連携体制や役割分担等を位置づける。

エ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時における事前の避難が被災後の避難とは異なり、ライフラインは通常どおり稼働し、商業施設等も通常どおり営業していると想定されることから、町は、「自らの命は自ら守る」という防災対策の基本を踏まえ、次の事項について住民等へ周知する。

(ア) 住民等の避難は、知人・親類宅等への避難が基本であること

(イ) 知人・親類宅等への避難が困難な避難者に対しては、町が避難所を確保すること

(ウ) 避難に必要な食料や生活用品等は、避難者が各自で準備するのが基本であること

(エ) 避難所の運営は避難者自らが行うことが基本であること

(3) 学校等

学校等は、県対応指針を参考に、個々の状況に応じて臨時休業措置の検討や児童生徒等の保護者への引渡し等安全確保措置を講じる。

## 2 関係機関のとるべき措置

町及び関係機関は、住民等の混乱防止や住民等が日常生活を行えるよう事業継続のための対策を実施する。

(1) 消防機関等の活動

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防本部及び消防団が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、住民等の避難誘導、避難路の確保を重点として、次の措置を講ずる。

ア 地震に関する正確な情報の収集、必要な機関への伝達

イ 火災の防除のための警戒、必要な機関への情報の伝達

ウ 火災発生の防止、初期消火についての住民等への広報

エ 自主防災組織等の活動に対する指導

オ 施設等が実施する地震防災応急対策に対する指導

カ 気象情報の収集、水害予防のための出水予測や警戒、必要な機関への情報の伝達

キ 地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備

ク 水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充、県及び他の水防管理団体と連絡を密にするなど、不測の事態への備え

(2) 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとる。

ア 正確な情報の収集及び伝達

イ 不法事案等の予防及び取締り

ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(3) 水道

飲料水については、発災後の水道施設の損壊による給水不能の事態の発生に備えて緊急貯水が必要であり、町は、飲料水の供給を継続するため、浄水池や配水池の水位をできるだけ高水位に維持する。

(4) 電気

電気については、地震防災応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであるため、その供給を継続し確保することが不可欠である。電力会社は、電力需要を把握し、発電及び供給について万全を期し、必要な場合は他電力会社からの緊急融通を受け、電力の供給の継続を確保する。

(5) ガス

ガス会社は、必要なガスを供給する体制を確保する。

また、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定める。

(6) 通信

電気通信事業者は、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うため、通信の維持に関する必要な体制を確保する。

また、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を行う。

(7) 放送

放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために必要不可欠であることから、放送事業者は、正確かつ迅速な報道に努める。

このため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図る。

なお、報道に際しては民心の安定及び混乱の防止を図るため、居住者等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等と併せて冷静かつ沈着な行動をとるよう呼び掛けるとともに、居住者等が防災行動をとるために必要な情報の提供に努める。なお、放送局にあっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努める。

(8) 金融

金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等、事前の準備措置をとる。

(9) 交通

ア 道路

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のと

るべき行動の要領について定め、住民等に周知する。

町は、他の道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ情報提供する。

#### イ 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行う。

あらかじめ、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について情報提供する。

#### ウ 滞留旅客等への対応

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定める。

### (10) 町が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

#### ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する道路、河川、庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、学校等の次の管理上の措置、体制をとる。なお、具体的な措置の内容は、施設ごとに定める。

#### (7) 各施設に共通する事項

- a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- b 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- d 出火防止措置
- e 水、食料等の備蓄
- f 消防用設備の点検、整備
- g 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備
- h 各施設における緊急点検、巡視

#### (イ) 個別事項

- a 橋梁及び法面等に関する道路管理上の措置
- b 水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講ずるべき措置
- c 学校等にあつては、次に掲げる事項
  - ・児童生徒等に対する保護の方法
  - ・事前の避難を促す地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- d 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項
  - ・入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
  - ・事前の避難を促す地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

a 町は、災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等について、(10)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

- ・ 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- ・ 無線通信機等通信手段の確保
- ・ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

b 町は、避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備を行う。

ウ 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物等管理者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上実施すべき措置を講じる。

## 第8節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合に、住民等が個々の状況に応じて地震発生に注意した防災行動をとれるよう、対策を実施する。

- (1) 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には、住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかける。
- (2) 町が管理する施設においては、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。
- (3) 防災関係機関は、自ら管理する施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

## 第9節 防災訓練計画

- (1) 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練、南海トラフ地震を想定した防災訓練等を実施する。
- (2) (1)の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努める。
- (3) 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
- (4) 町は、県、防災関係機関及び住民等の参加を得て南海トラフ地震を想定した総合防災訓練を実施するほか、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
  - ア 要員参集訓練及び本部運営訓練
  - イ 南海トラフ地震臨時情報等の情報収集、伝達訓練
  - ウ 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
  - エ 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練
  - オ 図上訓練
- (5) 町は、職員を対象とした防災訓練を実施するとともに、防災関係機関及び自主防災組織等が実施する防災訓練への職員の参加を推進する。
- (6) 町は、南海トラフ地震の広域的な被害に対して迅速に対応できるように、マニュアル、応援協定等の整備を行い、防災訓練を通じて検証を行う。
- (7) その他、第2編第1章第3節「防災訓練」による。

## 第10節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

### 1 町職員に対する教育

町は、職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を行う。

防災教育は、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含む。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に  
とるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が  
果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- (8) 家庭内での地震防災対策の内容

### 2 住民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、地域住民等に対する教育を実施する。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含む。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

また、外国人に対しても関係機関と協力し、防災教育を行う。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の内容及び臨時情報が発表された場合の具体的に  
とるべき行動
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の  
出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、  
防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

### 3 相談窓口の設置

県及び町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。